

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和6年5月15日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300386号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400008号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における平成16年3月31日の標準賞与額を10万1,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成16年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年3月31日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から15万3,000円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年3月31日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。A社では、毎年3月、7月及び12月に賞与が支給され、社会保険料が控除されていた。請求期間に係る明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及び同僚が所持する請求期間に係る明細書並びに請求者及び同僚のオンライン記録により、請求者は、平成16年3月31日にA社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低

い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、請求者が所持する明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、10万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に死亡しており、現在の事業主からも、請求者の平成16年3月31日の賞与に係る届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額等に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求者が所持する明細書により、請求者は平成16年3月31日に15万3,000円の賞与を支給されたことが確認できることから、上記1の訂正後の標準賞与額を15万3,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2300417号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2400009号

第1 結論

請求期間①において、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②において、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和61年7月10日から昭和62年4月1日まで
② 昭和62年4月1日から同年10月1日まで

A社B支店及びC社に臨時職員として勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録がない。請求期間①及び②について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者のA社B支店における雇用保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、A社B支店及びA社は、人事記録、賃金台帳等の資料が残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が自身と同様に臨時職員として勤務していたとする同僚に照会を行ったところ、当該同僚は、期間は特定できないが請求者はA社B支店に勤務していた旨回答しているものの、当該同僚からは請求者が厚生年金保険料を給与から控除されていたと推認できる回答及び資料を得ることができない。

さらに、上記同僚についても、雇用保険の加入記録は確認できるものの、A社B支店における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

2 請求期間②について、請求者のC社における雇用保険の加入記録が確認できる。

しかしながら、C社は、請求期間②当時の臨時職員の人事記録等在籍を確認できる資料、給

与支払及び保険料控除を確認できる資料は、保存年限経過によりすでに廃棄処理されている旨回答しており、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成6年4月1日であり、同社が請求期間②において、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

- 3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。